

令和4年度第12回佐倉市農業委員会総会会議録

1 期日 令和5年3月9日(木)午後 2時30分開会

2 場所 佐倉市役所1号館6階農業委員会会議室

3 出席委員(15名)

1番	林 重孝	2番	羽根井 直子
3番	鈴木 孝徳	4番	三須 健行
5番	梅 澤 孝雄	6番	三門 増雄
7番	江川 昌子	8番	長澤 正昭
9番	足立 正道	10番	山崎 宏
11番	兼坂 仁	12番	牛 玖 良一
13番	眞野 文雄	14番	石渡 文久
15番	石田 和久(議長)		

4 欠席委員(0名)

5 議事日程

第1 会期の決定

第2 会議録署名人の選任

第3 議案審議

議案第1号	農地法第三条の規定による許可申請について
議案第2号	農地法第四条の規定による許可申請について
議案第3号	農地法第五条の規定による許可申請について
議案第4号	令和4年度第11次農地利用集積計画の決定について
議案第5号	令和5年度農作業雇用賃金等標準額(案)について
議案第6号	農地の賃借料情報の提供(案)について
議案第7号	農地の利用の最適化推進に関する指針(案)について

6 農業委員会事務局職員

事務局長	田 中 眞 次
主査	大 塚 孝
主査補	飯 田 啓 市

## ◎開 会

午後 2 時 3 0 分開議

## ◎諸般の報告

### ○事務局長

令和 4 年度第 1 0 回農業委員会長会を開催させていただきます。

本日の総会も新型コロナウイルス感染防止対策といたしましてマスクの着用等をお願いいたします。

それでは、諸般の報告をさせていただきます。

次回の総計でございますが、令和 5 年 4 月 7 日金曜日、会場は佐倉市役所 1 号館指導 6 階、農業委員会会議室におきまして、午後 2 時 3 0 分より開催いたします。よろしく願いいたします。

### ○議長

それでは、会議を始めます。

ただいまの出席委員は 1 5 名、佐倉市農業委員会会議規則第 7 条の規定により、過半数以上に達しております。

よって、令和 4 年度第 1 2 回総会は成立いたしましたので、直ちに会議を開きます。

日程第 1 会議の日程を議題といたします。

お諮りします。本総会の会期は本日 1 日とすることに、ご異議ございませんか。

———— (異議なしの声あり) ————

### ○議長

異議はないものと認めます。よって、会期は本日 1 日と決定いたしました。

日程第 2 会議録署名人の選任についてを議題といたします。

お諮りいたします。

議事録署名人の選任につきましては、議長から指名させていただきたいと思いますが、ご異議ございませんか。

———— (異議なしの声あり) ————

### ○議長

異議はないものと認めます。

それでは議長から指名させていただきます。

議席番号 3 番 鈴木 孝徳議員、議席番号 6 番 三門 増雄委員を議事録署名人に指名いたします。

日程第 3 議案を上程いたします。

本日の上程議案は、

議案第 1 号 農地法第三条の規定による許可申請について

議案第 2 号 農地法第五条の規定による許可申請について

議案第 3 号 令和 4 年度第 1 次農地利用集積計画を決定について

議案第 4 号 令和 5 年度農作業雇用賃金等標準規格 (案) の設定について

議案第 5 号 農地ほど賃借料情報の提供について (案) について

議案第 6 号 老人ホーム等の利用最適化に関する指針 (案) について

以上 6 議案でございます。

本総会につきましては、新型コロナ予防対策といたしまして、事前に議案をお配りし、事案について審査をお願いしております。

それでは、議案第1号 農地法第三条の規定による許可申請についてでございます。

事務局からの説明をお願いいたします。

事務局長。

#### ○事務局長

議案についてご説明申し上げます。

総会議案の1ページをお願いいたします。

議案第1号 農地法第三条の規定による許可について、3件、5筆の審議を求めるものでございます。

詳細につきましては、議案書、許可要件調査書等をご参照くださるようお願いいたします。

以上でございます。

#### ○議長

ただいま、事務局より説明がありました。

議案第1号 第1項につきましては、三門委員より調査報告をお願いします。

#### ○三門委員

議席番号6番 三門です。議案第1号第1項の調査報告をいたします。

権利者、義務者とも事由のとおりです。

特に問題がないと思いますので、よろしくご審議のほどをお願いいたします。

#### ○議長

ありがとうございました。

それでは、審議を行います。何かご質問等がございましたらお願いいたします。

————（発言者なし）————

#### ○議長

ございませんか。

無いようですので、これより採決をいたします。

お諮りします。

議案第1号 第1項について、許可することに賛成の方の挙手を願います。

————（賛成者挙手）————

#### ○議長

挙手全員であります。よって議案第1号 第1項は許可と決しました。

続きまして議案第1号 第2項につきまして、三門委員より調査報告をお願いします。

#### ○三門委員

議席番号6番 三門です。議案第1号第2項の調査報告をいたします。

権利者、義務者とも事由のとおりです。

特に問題は無いと思いますので、よろしくご審議のほどをお願いいたします。

#### ○議長

ありがとうございました。

それでは、審議を行います。何かご質問等がございましたらお願いいたします。

————（発言者なし）————

○議長

ございませんか。  
無いようですので、これより採決をいたします。  
お諮りします。  
議案第1号 第2項について、許可することに賛成の方の挙手を願います。

————（賛成者挙手）————

○議長

挙手全員であります。よって、議案第1号 第2項は許可と決しました。  
続きまして議案第1号 第3項につきましては、林委員より調査報告をお願いします。

○林委員

議席番号1番 林です。  
議案第1号 第3項の調査報告をします。  
権利者 ●●に住む●●●●さんは、農業経営の規模拡大をするため、●●に住む●●●●さんが所有する畑について相談したところ、話がまとまり購入する事になりました。  
特に問題は無いものと思われまます。よろしくご審議の程お願いします。

○議長

ありがとうございました。  
それでは、審議を行います。何かご質問等がございましたらお願いいたします。

————（発言者なし）————

○議長

無いようですので、これより採決をいたします。  
お諮りします。  
議案第1号 第3項について、許可することに賛成の方の挙手を願います。

————（賛成者挙手）————

○議長

挙手全員であります。  
よって議案第1号 第3項は許可と決しました。  
続きまして、議案第2号 農地法第五条の規定による許可申請についてでございます。  
それでは事務局の説明をお願いいたします。  
事務局長。

○事務局長

総会議案の2ページをお願いいたします。  
議案第2号につきましては、農地法第五条の規定による許可申請1件について、千葉県知事への意見について審議を求めるものでございます。  
本件は、●●●●●●●●が●●に住む●●●●●●さんが所有する畑●筆、●●●●m<sup>2</sup>を●●●●●●用地として申請するものでございます。  
●●●●から南に約●●●●mに位置する●●地区の市街地化調整区域内の第2種農地の畑であり、●●●●及び●●●●●●事業を行うためとなっております。

許可要件につきましては、議案第2号 第1項の許可要件調査書及び位置図のとおり、許可要件を満たすものと考えております。以上でございます。

#### ○議長

ただいま議案第2号 第1項について事務局より説明がありました。

本案件につきましては、事前現地調査会を実施しておりますので、調査委員長の長澤委員より調査報告をお願いいたします。

#### ○長澤委員

議席番号8番 調査委員長の長澤でございます。

3月6日 午後2時から●●●●による農地法第五条の規定による許可申請がありました事案について、会長並びに担当委員とともに、申請者立ち会いのもとに調査を行いました。

始めに申請者から議案の概要説明をもとに調査いたしました。申請地は事務局いうとおり、●●●●からおよそ●●●●mの場所にございまして、集団性の無い第2種農地であることは間違いございませんでした。

地番は●●地先の●筆で、地目は畑、地積はトータル●●●●㎡でございます。申請目的は、対象農地を含めた全●●筆、地積●●●●㎡の平地に、鉄筋2階建ての●●●●を建設しまして、あわせて駐車場や専用道路、緑地などを整備しようとするものでございます。

本案件につきましては、同時変更する形で都市計画法第29条の規定による開発行為許可申請が市街地整備課に提示されておまして、事前協議の中で、計画地内での排水対策や進入路付近の道路幅など、周囲に影響はないよう配置されております。

なお、農地法の許可要件につきましては調書の通りで、立地基準及び一時基準については適正でございます。

このことから調査会といたしましては、許可相当であると判断いたしました。

以上報告いたします。

#### ○議長

ありがとうございました。

長澤委員より報告がありましたが、何かご質問等がございましたらお願いいたします。

————（発言者なし）————

#### ○議長

無いようですので、これより採決をいたします。

お諮りします。

議案第2号 第1項について、許可することに賛成の方の挙手を願います。

————（賛成者挙手）————

#### ○議長

挙手全員であります。

よって議案第2号 第1項は、許可相当と決しました。

続きまして議案第3号につきまして、事務局の説明を求めます。

事務局長。

#### ○事務局長

議案第3号につきましてご説明申し上げます。

議案書の3ページをお願いいたします。

令和4年度第11次農用地利用集積計画の決定につきましては、農業経営基盤強化促進法

第18条の規定による農用地利用集積計画を決定するにあたり、佐倉市長より農用地利用集積計画（案）の提出があったので、審議を求めるものでございます。

利用権の種類といたしましては、賃貸借権及び使用貸借権を設定するもので、17件、53筆、66,567㎡でございます。

いずれも利用権を設定する土地、設定内容の詳細など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考えます。

詳細につきましては、議案4ページから8ページをご参照のほどお願いいたします。

以上でございます。

#### ○議長

ただいま議案第3号について事務局より説明がありましたが、申請番号16番については、三門委員が関係する案件でございますので、佐倉市農業委員会会議規則第10条の規定により、退席をお願いいたします。

————（三門委員退席）————

#### ○議長

三門委員が退席いたしましたので、審議を行います。

議案第3号について、何かご質問等がございましたらお願いいたします。

————（発言者なし）————

#### ○議長

無いようですので、これより議案第3号について承認することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

————（賛成者挙手）————

#### ○議長

挙手全員であります。よって議案第3号は承認と決しました。

三門委員を入场させていただきます。

————（三門委員退席）————

#### ○議長

続きまして、議案第4号 令和5年度農作業雇用賃金等標準額（案）についてを議題とします。

事務局の説明を求めます。

事務局長。

#### ○事務局長

議案についてご説明いたします。

議案書9ページから10ページをお開きください。

議案第4号 令和5年度農作業雇用賃金等標準額（案）につきましては、農作業の受委託を円滑にするため、農業委員会において雇用賃金等標準額を設定することについて承認を求めるものでございます。

データにつきましては、千葉県農業会議の直近の数値、令和5年度分を使用しております。以上でございます。

○議長

ただいま、議案第4号について事務局より説明ありましたが、何かご意見、ご質問等がございましたらお願いします。

————（発言者なし）————

○議長

無いようですので、これより採決をいたします。  
議案第4号について、承認とすることに賛成の方の挙手をお願いします。

————（賛成者挙手）————

○議長

挙手会員であります。よって議案第4号は承認と決しました。  
続きまして、議案第5号 農地の賃借情報の提供（案）についてを議題といたします。  
事務局の説明を求めます。  
事務局長。

○事務局長

議案11ページから12ページをお開きください。  
議案第5号 農地の賃借料情報の提供（案）につきましては、農地法第52条の規定により農地の賃借料情報を公表することについて、農業委員会の承認を求めるものでございます。  
データにつきましては、令和4年1月から令和4年12月までの農用地利用集積計画により、利用権の設定がされた524筆の農地の賃借料をもとに作成しております。  
以上でございます。

○議長

ただいま、議案第5号について事務局より説明がありましたが、何かご意見、ご質問等がございましたらお願いします。

————（発言者なし）————

○議長

無いようですので、これより採決をいたします。  
議案第5号について、承認とすることに賛成の方の挙手をお願いいたします。

————（賛成者挙手）————

○議長

挙手全員であります。よって議案第5号は承認と決しました。  
続きまして議案第6号 農地等の利用最適化推進に関する方針（案）についてを議題とします。  
事務局の説明を求めます。  
事務局長。

○事務局長

議案13ページをお開きください。  
農地等の利用の最適化推進に関する指針の制定につきましては、農業委員会等に関する法律

第7条 農地等の利用の最適化の推進に関する指針の規定によって、これを定めなければならないとなっております。

佐倉市農業委員会においては、平成30年度に策定しております。

今回、千葉県から、令和5年4月1日より施行される改正農業委員会法が施行されるにあたり、その内容を反映した農地等の利用の最適化の推進に関する指針に修正する必要があると指示がありましたことから、修正した指針についてご承認いただくものでございます。

主な修正箇所につきましては、千葉県が示した様式をもとに、本市の状況を取り入れております。

目標数値につきましては、過去のデータより算出いたしました。

耕作面積が毎年10haずつ減少しており、10年後にはおよそ遊休農地が100ha以上増加することが考えられます。今回、目標を設定するにあたり、地域計画が策定されることを勘案し、耕作面積の減少率を8割程度にとどめるものとしたしまして、目標を設定いたしました。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

なお、7月には千葉県が策定した、農地等の利用の最適化の推進に関する指針が策定され、発表されることになっております。

県の方針を取り入れた指針をまた改めて策定することになります。

以上でございます。

#### ○議長

ただいま、事務局より説明がありました。何かご質問等がございましたらお願いします。

———— (林委員挙手) ————

#### ○議長

林委員。

#### ○林委員

議席番号1番 林です。

議案書18ページの新規就農相談フェアへ積極的に参加するとのことですが、過去にこのような相談会に参加したことがあるのでしょうか教えていただきたい。

#### ○議長

事務局 大塚さん。

#### ○事務局 大塚

新規農業フェアですが、昨年11月23日、千葉県が主催する新規農業者相談フェアに農政課職員と農業委員会事務局 大塚の2名で参加いたしました。

その時の状況といたしましては、船橋市在住の女性による就農相談が1件ございました。

#### ○議長

よろしいですか。他にはございませんか。

———— (発言者なし) ————

#### ○議長

無いようですので、これより採決をいたします。

議案第6号について、承認とすることに賛成の方の挙手をお願いいたします。

———— (賛成者挙手) ————



○議長

挙手全員であります。よって議案第6号は許可と決しました。

以上をもちまして、本日のご提案をいたしました議案につきまして、審議が終了いたしました。

慎重なご審議をいただき、ありがとうございました。

なお、報告事項につきましては、議案書第19ページから26ページを参照してください。

以上をもちまして令和4年度第12回農業委員会総会を閉会します。